

調書（決定）

事件の表示 平成25年（行ヒ）第323号
決定日 平成27年1月22日
裁判所 最高裁判所第一小法廷
当事者等 別紙当事者目録記載のとおり
原判決の表示 東京高等裁判所平成24年（行コ）第488号（平成25年3月27日判決）

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

平成27年1月22日

最高裁判所第一小法廷

当事者目録

申立人 国
処分行政庁 中央労働委員会
同補助参加人 Z
相手方 東日本旅客鉄道株式会社